

北海道立都市公園の概要 (北海道立野幌総合運動公園)

1 野幌総合運動公園の概要

(1) 事業経緯等

① 北海道立野幌総合運動公園は、平成元年、北海道において開催された第44回国民体育大会「はまなす国体」の主会場として、昭和57年から建設が進められた。

- ・都市計画決定… 昭和56年10月8日
- ・事業着手 … 昭和57年度～
- ・一部供用開始（総合体育館プール棟）… 昭和62年5月1日
- ・一部供用開始（テニスコート18面）… 昭和62年5月1日
- ・全面供用開始 … 平成6年度

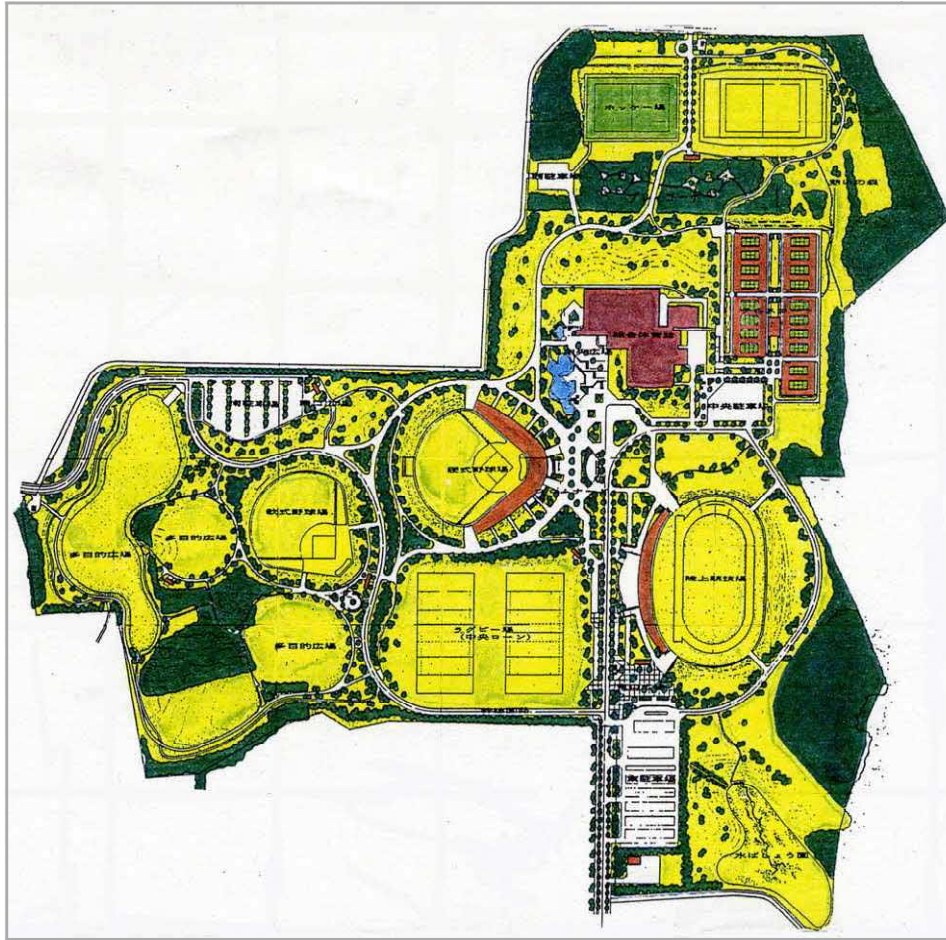
② 北海道立野幌総合運動公園は国体終了後、道民のスポーツの普及・拡大を目指し、道央圏に位置することから現在は、スポーツ・レクリエーションの拠点として道民に広く利用されている。

(2) 施設概要

道立野幌総合運動公園の管理及び運営業務の対象となる施設は、次のとおりである。

1	所在地	江別市西野幌481番地	
2	設置目的	広域施設	
3	施設内容		
	(1) 総面積	64.1ha（うち指定管理者管理面積64.1ha）	
	(2) 施設		
	園路及び広場	園路（橋梁、横断管渠等含む）、芝生広場（多目的広場等）等	
	修景施設	芝生地、樹木、花壇、修景池、モニュメント（北の若人）等	
	休養施設	四阿、シェルター、パーゴラ、ベンチ等	
	遊戯施設	なし	
	運動施設	総合体育館	RC造地上2階（一部3階、地下1階）13,946㎡、メインアリーナ（50m×34m・スタンド席（収容人員600名）、サブアリーナ（37m×21m）、プール棟（50mプール・8コース、50m×22m・深さ1.3m～1.65m）、飛び込みプール（22m×22m深さ5m）、プールスタンド席（収容人員1,000名）、プレイルーム、シャワー室、ボイラー室等
		陸上競技場	全天候型（400mトラック×8コース）、インフィールド（106m×70m）、芝生スタンド席（収容人員7,500名）等
		テニスコート	全天候型私コート（砂入り人工芝）18面、ベンチスタンド席（収容人員1,300名）、芝生スタンド席（800名）、テニスコートクラブハウス（RC造192.75㎡）等
		ホッケー・サッカー場	人工芝コートフィールド（110m×73m）、芝生スタンド席（収容人員1,000名）、芝生コートフィールド（144m×69m）、芝生スタンド席（収容人員1,200名）等
		ラグビー場	天然芝コートフィールド 2面（144m×69m）等
		硬式野球場	両翼98m・中堅122m、内野 RCスタンド席（収容人員2,000名）、内外野芝生スタンド席（収容人員7,000名）、合宿所（定員100人）等
		軟式野球場	両翼94m・中堅120m、内野スタンド席（収容人員500名）、芝生スタンド席（収容人員2,500名）等
	教養施設	なし	
	便益施設	駐車場、食堂（総合体育館内）、便所、時計、水飲み台、足洗場	
	管理施設	管理事務所（総合体育館内）（事務室、会議室、倉庫等）、汚水処理ポンプ場（RC造307㎡）、門扉、掲揚ポール、柵、標識、掲示板、照明施設、擁壁、護岸、水路、電線管路、電気設備、機械設備、機械設備、防犯監視カメラ、給水設備、上下水道管、排水施設（暗渠、排水路等）、調整池等	

(3) 野幌総合運動公園全体平面図



(4) 備品一覧
別添1-2-1のとおり

2 野幌総合運動公園利用実績

施設		単位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)
多目的広場等無料施設		人	156,611	100,206	76,811	143,770
総合 体育館	プール	人	24,459	23,961	12,284	27,284
		<うち減免(人)>	3,446	3,896	3,515	3,500
		<うち無料(人)>	945	763	702	800
	メインアリーナ	人	39,202	34,783	13,976	38,800
		<うち減免(人)>	453	649	188	500
		<うち無料(人)>	5	6	0	0
サブアリーナ	人	16,551	14,378	7,853	16,711	
	<うち減免(人)>	131	285	0	200	
	<うち無料(人)>	1	0	0	0	
屋外 運動 施設	テニスコート	人	15,357	15,898	6,509	20,200
		<うち減免(人)>	1,294	1,757	1,857	2,000
		<うち無料(人)>	0	0	0	0
	ホッケー・サッカー場	人	12,397	6,318	7,456	6,350
		<うち減免(人)>	0	0	0	0
		<うち無料(人)>	0	0	0	0
	ラグビー場	人	3,800	2,500	1,905	5,700
		<うち減免(人)>	0	0	0	0
		<うち無料(人)>	0	0	0	0
	硬式野球場	人	19,670	22,270	14,966	27,400
		<うち減免(人)>	0	0	0	0

	〈うち無料(人)〉	0	0	0	0
軟式野球場	人	12,980	15,540	8,240	16,000
	〈うち減免(人)〉	0	0	0	0
	〈うち無料(人)〉	0	0	0	0
陸上競技場	人	10,140	11,839	6,180	15,900
	〈うち減免(人)〉	190	161	40	150
	〈うち無料(人)〉	3,943	4,831	3,628	4,500
合宿所	人	4,690	5,269	291	4,081
	〈うち減免(人)〉	200	277	0	200
	〈うち無料(人)〉	0	0	0	0

3 野幌総合運動公園現行利用料金一覧表

◆ 条例上限額

別表第3 (第12条の2関係)

区		分		利用料金の上限額		
ホッケー・サッカー場		人工芝		1面1時間につき	4,950円	
		天然芝		1面1時間につき	3,560円	
ラグビー場				1面1時間につき	3,560円	
水泳プール	全部利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合		1時間につき	14,300円	
			2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	26,900円	
				1時間につき	53,500円	
	コース利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合		1コース1時間につき	2,070円	
			2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき	3,640円	
				1コース1時間につき	7,250円	
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者		1人2時間以内1,120円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき650円		
			2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人2時間以内2,210円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき1,110円		
	テニスコート				1面1時間につき	3,560円
体育館	全部利用の場合	メインアリーナ	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	2,900円	
				2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	4,950円
					1時間につき	9,300円
		サブアリーナ	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	1,150円	
				2 高等学校の生徒及びこ	1時間につき	1,990円

		ナ	れに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	
		3	1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 3,560円
	個人利用の場合	1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内530円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき270円
		2	1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人2時間以内970円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき530円
軟式野球場				1時間につき 3,730円
硬式野球場	入場料を徴収しない場合	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 4,770円
				半日につき 14,800円
				1日につき 21,400円
	入場料を徴収する場合	2	1以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 8,940円
				半日につき 25,100円
				1日につき 42,800円
入場料を徴収する場合				半日につき入場料の額(入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。)に60を乗じて得た額(その額が25,100円に満たない場合は、25,100円)
				1日につき入場料の額に100を乗じて得た額(その額が42,800円に満たない場合は、42,800円)
陸上競技場	全部利用の場合			1時間につき 5,990円
	個人利用の場合	1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき 350円
		2	1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人1回につき 970円
合宿所	1		学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者	1日1泊につき 4,860円
	2		1以外の者	1日1泊につき 6,080円

備考

- 1 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

◆利用料金承認額(平成30年3月30日承認)

[指定管理者の名称]

一般財団法人北海道体育文化協会

[利用料金の額]

ア イ以外の場合

区		分		利用料金の額	
ホッケー・サッカー場		人工芝		1面1時間につき	2,640円
		天然芝		1面1時間につき	2,480円
ラグビー場				1面1時間につき	2,480円
水泳プール	全部利用の場合	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	10,300円
		2	高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	19,400円
		3	1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	38,300円

	コース利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1 コース 1 時間につき	1,600円		
		2 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1 コース 1 時間につき	2,800円		
		3 1 及び 2 以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1 コース 1 時間につき	5,580円		
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	1 人 2 時間以内300円、2 時間を超えるときはその超える時間 1 時間につき160円			
		2 1 以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1 人 2 時間以内620円、2 時間を超えるときはその超える時間 1 時間につき330円			
		定期券 (1 月券)	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者			3,100円
			2 1 以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)			6,200円
		回数券 (6 回券) (1 回当たり 2 時間以内の利用とする。)	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者			1,500円
	2 1 以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)				3,000円	
	テニスコート		平日 (大会利用除く)	1 面 1 時間につき 高校生以下 一 般	690円 1,250円	
		土曜日・日曜日・休日及び大会利用	1 面 1 時間につき	1,380円		
体育館	全部利用の場合	メインアリーナ	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1 時間につき	2,080円	
			2 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1 時間につき	3,830円	
			3 1 及び 2 以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1 時間につき	6,100円	
		サブアリーナ	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1 時間につき	770円	
			2 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1 時間につき	1,330円	
			3 1 及び 2 以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1 時間につき	2,340円	
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	1 人 2 時間以内160円、2 時間を超えるときはその超える時間 1 時間につ			

		2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	き90円 1人2時間以内320円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき170円
	回数券(6回券)(1回当たり2時間以内の利用とする。)	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	800円
		2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1,600円
軟式野球場			1時間につき 2,000円
硬式野球場	入場料を徴収しない場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 3,140円 半日につき 10,500円 1日につき 16,500円
		2 1以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 6,000円 半日につき 19,360円 1日につき 32,890円
	入場料を徴収する場合		半日につき入場料の額（入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）に60を乗じて得た額（その額が19,300円に満たない場合は、19,300円）
			1日につき入場料の額に100を乗じて得た額（その額が32,890円に満たない場合は、32,890円）
	陸上競技場	全部利用の場合	
個人利用の場合		1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	1人1回につき 160円
		2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき 320円
回数券(6回券)		1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	800円
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1,600円	
合宿所		1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者	1日1泊につき 3,000円
		2 1以外の者	1日1泊につき 3,560円

イ JOC・北海道パートナー協定に基づき利用する場合

区 分		利 用 料 金 の 額	
ホッケー・サッカー場		人工芝	1面1時間につき 1,905円
		天然芝	1面1時間につき 1,370円
ラグビー場			1面1時間につき 1,370円
水泳プール	全部利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 5,950円
		2 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 11,200円
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 22,300円
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	1人2時間以内300円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき160円
		2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこ	1人2時間以内620円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につ

		れらに準ずる者を除く。)	き330円	
テニスコート			1面1時間につき 1,250円 1時間につき 1,115円	
体育館	全部利用の場合	メインアリーナ	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 1,905円
			2 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 3,575円
			3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 410円
		サブアリーナ	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 710円
			2 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 1,370円
			3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	1人2時間以内160円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき90円	
	2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人2時間以内320円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき170円		
軟式野球場			1時間につき 1,435円	
硬式野球場	入場料を徴収しない場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 1,835円	
			半日につき 6,150円	
			1日につき 8,900円	
		2 1以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 3,440円	
			半日につき 10,450円	
			1日につき 17,850円	
	入場料を徴収する場合		半日につき入場料の額(入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。)に60を乗じて得た額(その額が10,450円に満たない場合は、10,450円)	
		1日につき入場料の額に100を乗じて得た額(その額が17,850円に満たない場合は、17,850円)		
陸上競技場	全部利用の場合		1時間につき 2,305円	
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	1人1回につき 115円	
		2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人1回につき 320円	
合宿所		1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者	1日1泊につき 1,870円	
		2 1以外の者	1日1泊につき 2,340円	

備考

- 1 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

◆利用料金承認額（平成29年3月27日承認）

〔指定管理者の名称〕
一般財団法人北海道体育文化協会
〔利用料金の額〕

区 分		利 用 料 金 の 額
テニスコート	平日（繁忙期の大会利用除く）	1面1時間につき 高校生以下 690円 一般 1,380円
	土曜日・日曜日・休日及び大会利用（繁忙期）	1面1時間につき 1,380円

◆利用料金の減免基準及び運用

北海道立野幌総合運動公園管理規則
（利用料金の減免の基準）

第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、利用料金（合宿所の利用料金を除く。）を免除することができることとする。

ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク 65歳以上の者

ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 次に掲げる者については、合宿所の利用料金を免除することができることとする。

ア 前号アからキまでに掲げる者

イ その他知事がアに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

※「知事が特別な理由があると認める場合」の運用について

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行う場合で次の視点から減免が妥当と認められるもの。ただし、適用にあたっては、事前に設置者と協議すること。

〈視点〉

- ① 本道の活性化やイメージアップにつながるもの
- ② 本道の観光、生活、文化、芸術の振興を目的とするもの
- ③ 都市公園の設置目的にかなったもので、かつ、都市公園の効用を著しく高める催し等
- ④ その他北海道及び道民全体にとって共通の利益享受となるなど公益性を有しているもの

〈参考〉

「庁舎及び敷地内で開催される各種イベント事業等に係る使用許可の取り扱いについて」（平成17年10月3日付け管財第875号（総務部管財課長）通知）（抜粋）

(2) 使用許可を必要としない場合

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行うとき。共催で事業を実施する場合は、道の事務事業の内容及び共催者との役割分担が明確になっていること。

4 野幌総合運動公園（使用料）利用料金実績

施設		単位	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （見込）
総合 体育 館	プール	円	8,805,670	10,420,320	4,122,200	7,522,200
	メインアリーナ	円	7,415,820	7,204,450	4,427,480	6,922,500
	サブアリーナ	円	2,745,620	2,812,710	2,209,070	2,653,300
屋 外	テニスコート	円	8,247,050	8,874,780	2,660,640	5,990,000
	ホッケー・サッカー場	円	1,772,100	1,392,800	1,454,080	1,071,800

運動施設	ラグビー場	円	417,100	947,360	220,720	412,700
	硬式野球場	円	1,770,650	2,316,380	1,009,090	1,994,400
	軟式野球場	円	1,124,800	1,472,000	790,000	1,046,000
	陸上競技場	円	357,600	1,040,440	495,440	839,200
	合宿所	円	12,456,110	15,856,520	916,120	10,491,000

5 管理運営経費の推移

(1) 管理運営経費の推移

(単位：千円、人)

		H30年度 決算	R元年度 決算	R2年度 決算	R3年度 予算	
受益者	利用料金	45,113	52,338	18,305	52,945	
	負担	5,983	5,390	2,080	4,613	
道負担	負担金	67,468	68,209	88,060	68,897	
	修繕費	29,030	6,149	991	0	
管理運営経費	人件費	33,831	36,545	33,108	27,155	
	維持管理費	58,943	35,137	25,412	29,927	
	光熱水費	26,519	24,221	20,000	25,919	
	修繕費	32,424	10,916	5,412	4,008	
	事業費	4,297	3,576	1,765	4,614	
	収益事業	203	166	24	0	
	普及事業	4,094	3,410	1,741	4,614	
	その他	75,561	80,365	75,128	64,760	※その他管理運営に係る経費
職員体制	常勤	7	5	6	6	
	非常勤・臨時職員	10	13	11	11	延べ人数

(2) 資産の状況

(千円)

資産の種類別	建築費・取得費	残存価格	適用(内訳等)
土地	1,679,748		
建物	4,490,380	1,405,014	総合体育館
	608,135	129,548	硬式野球場
その他		75,393	テニスコートクラブハウス・トイレ等
		403,613	園路・排水等

(3) 主な修繕等の実績及び見込み

年度	負担者	修繕箇所	金額(千円)	備考
H30年度	指定管理者	非常用電源切替開閉器取替修繕等	11,422	
	道	施設設備修繕等	4,548	道が発注
R1年度	指定管理者	総合体育館エレベータ修繕等	4,587	
	道	総合体育館前階段不陸修正修繕等	5,879	道が発注
R2年度	指定管理者	硬式・軟式球場グラウンド整備等	4,163	
	道	総合体育館污水管下清掃および污水管修繕等	799	道が発注
R3年度	指定管理者	硬式・軟式球場グラウンド整備等(予定)	5,475	予算額
	道			道が発注

6 実施事業の概要

(1) 指定管理業務

- ① 施設の維持管理(ラグビー場、野球場外運動施設芝管理、樹木管理、警備・清掃・施設設備保守点検・修繕業務等)
- ② 有料施設の利用承認、受付・案内業務等(体育館、プール、その他屋外運動施設の利用承認等)
- ③ 施設の利用促進(広告、宣伝等PR、営業活動(各種スポーツ団体、学校)、マスコミへの施設利用・取材要請等)

(2) 【参考】現指定管理者の自主企画事業(上記に含まない独自事業)

テニス教室、小中学生体操・新体操教室、ヨガ教室、ピラティス教室、走り方教室、少年野球教室、北海道ジュニアラグビー選手権大会、親睦少年軟式野球大会、秋季親睦テニス大会、成人水泳教室、雪中ラグビー大会、小中学生体操・新体操発表会、完歩・完走記録証の発行、遊泳記録証の発行、各種ボランティア

アなど

7 都市公園法第5条及び同法第6条に基づく設置許可等の状況

〔設置許可〕 都市公園法第5条関係

設置を許可した 公園施設	数 量	許可使用料 (年額)	許 可 先
自動販売機	屋内・外 17台	13,935円	(一財)北海道体育文化協会 (期限：～4年3月31日)
自動販売機	屋外 1台	924円	(株)コンサドーレ (期限：～5年3月31日)

〔工作物の占用許可〕 都市公園法第6条関係

占用を許可した 施設の概要	数 量	許可使用料	許 可 先
道路横断管理設	L = 3.42m	免除	江別市 (期限：～11年3月31日)
下水道管理設	L = 149.6m	免除	江別市教員委員会 (期限：～8年3月31日)
開花情報標識	1本 (A = 2.69m ²)	免除	(一財)北海道体育文化協会(期限：～4年3月31日)
公衆電話ボックス	1基 (A = 1.21m ²)	免除	東日本電信電話(株) (期限：～4年3月31日)